



発行 東京都

目次

告示

建設業法第二十九条の二による告示.....

土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....

児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定取消し.....

保安林の指定.....

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出.....

告示

東京都告示第六十号

次の建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定に基づき、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出のないときは、建設業法第二十九条の二第一項の規定

に基づき、当該建設業者の許可を取り消す。

令和三年一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

商号 代表者氏名 主たる営業 許可番号 許可年月日

株式会社 代表取締役 中央区日本 東京都知事 平成二  
エバコン 橋本 茂 橋二丁目十 許可（般一） 十九年  
六番三号十 二十九）第 六月三  
八山京ビル 一四七二三 十日  
九〇三 四号

株式会社 代表取締役 豊島区北大 東京都知事 平成三  
山玉 知見 章 塚一丁目十 許可（般一） 十年十  
四番地七号 三十）第一 一月五  
号 四九五七三 日

東京都告示第六十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

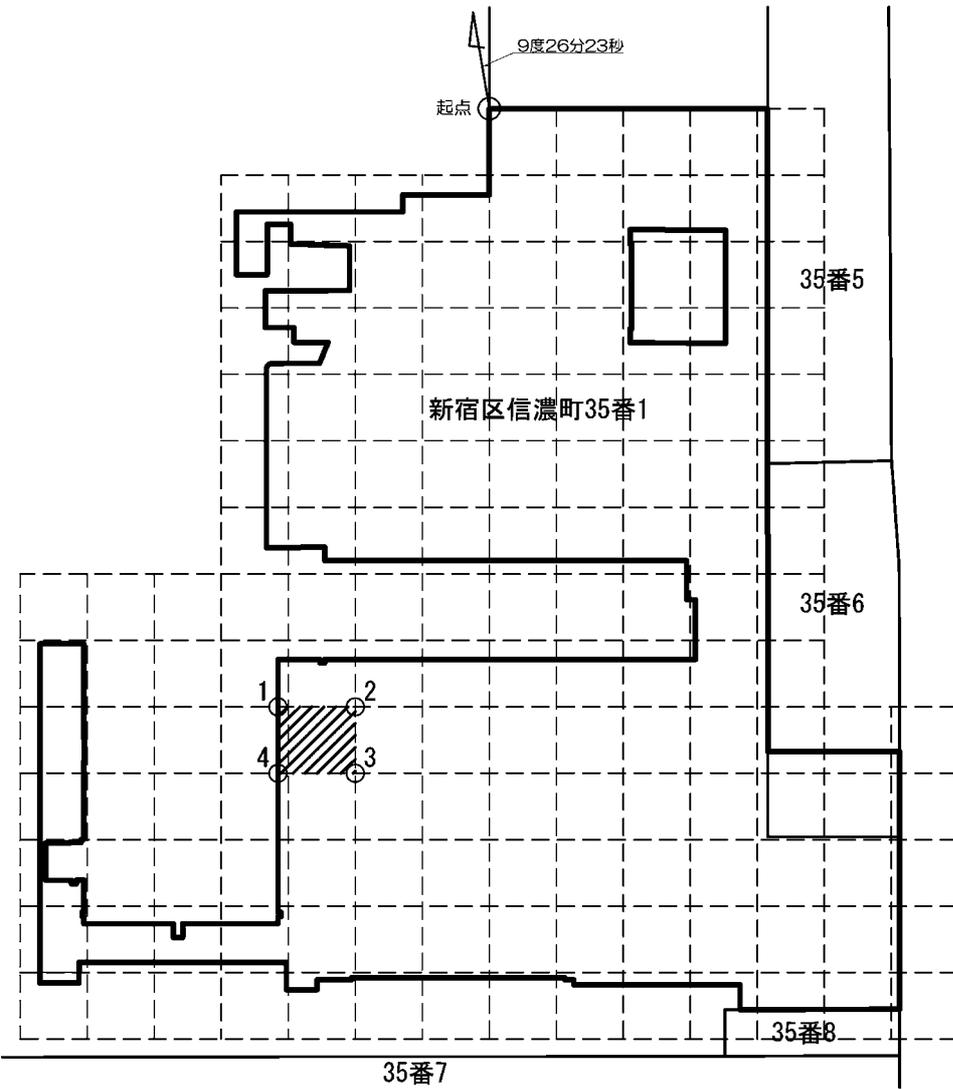
令和三年一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（新宿区信濃町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例  
 --- : 単位区画  
 — : 筆境界  
 [Thick line] : 調査対象地  
 [Hatched] : 形質変更時要届出区域

【起点】  
 起点の位置は、  
 X座標:-35293.465  
 Y座標:-10378.976 とする。

【格子の回転角度 9度26分23秒】  
 格子の回転角度は、起点を通り、  
 東西方向及び南北方向に引いた  
 線並びにこれらと平行して10m間  
 隔で引いた線により構成されてい  
 る格子を、起点を中心として、右  
 回りに回転させた角度を示す。

点名	X座標	Y座標
1	-35377.073	-10424.847
2	-35378.965	-10413.467
3	-35388.830	-10415.108
4	-35386.938	-10426.487

【備考】  
 上記の座標は、測量法(昭和24  
 年法律第188号)の規定により、  
 世界測地系座標計算によって作  
 成した。

●東京都告示第六十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の二十四第一項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定を取り消すことと決定したので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

## 指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援（児童発達支援センターでないもの）

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	処分年月日	指定取消年月日
株式会社プレミア・ケア	プレミア・ケア・ジュニア 西荻窪店	杉並区上荻三丁目5番4号1階	令和2年11月25日	令和2年11月30日
株式会社プレミア・ケア	プレミア・ケア・ジュニア 代田橋店	杉並区和泉一丁目19番13号	同日	同日
株式会社プレミア・ケア	プレミア・ケア・ジュニア 阿佐ヶ谷店	杉並区阿佐谷南二丁目32番9号1階	同日	同日
株式会社プレミア・ケア	プレミア・ケア・ジュニア 三田店	港区三田二丁目9番5号 みずほビル1階	同日	同日
株式会社プレミア・ケア	プレミア・ケア・ジュニア 四ツ谷店	新宿区四谷三丁目1番4号 齊藤ビルディング2階	同日	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	処分年月日	指定取消年月日
株式会社プレミア・ケア	プレミア・ケア・ジュニア 西荻窪店	杉並区上荻三丁目5番4号1階	令和2年11月25日	令和2年11月30日
株式会社プレミア・ケア	プレミア・ケア・ジュニア 代田橋店	杉並区和泉一丁目19番13号	同日	同日
株式会社プレミア・ケア	プレミア・ケア・ジュニア 阿佐ヶ谷店	杉並区阿佐谷南二丁目32番9号1階	同日	同日
株式会社プレミア・ケア	プレミア・ケア・ジュニア 三田店	港区三田二丁目9番5号 みずほビル1階	同日	同日
株式会社プレミア・ケア	プレミア・ケア・ジュニア 四ツ谷店	新宿区四谷三丁目1番4号 齊藤ビルディング2階	同日	同日

- 東京都告示第六十三号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条  
 の第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 令和三年一月二十八日  
 東京都知事 小 池 百合子
- 一 保安林の所在場所  
 あきる野市養沢字奥養沢一五八七番イ四（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的  
 落石の危険の防止  
 指定施業要件
- 三 立木の伐採の方法  
 （一）立木の伐採は、択伐による。  
 1 主伐は、択伐による。  
 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 一 保安林の所在場所  
 あきる野市養沢字奥養沢一五八七番イ四（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的

公衆の保健  
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年一月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するように提出してください。

令和三年一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 東京都知事 小池 百合子
- 二 店舗所在地 サミットストア井荻店
- 三 設置者名 杉並区井草三丁目四番二十三号 サミット株式会社
- 四 設置者住所 杉並区永福三丁目五十七番十四号
- 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地ほか 七十七台
- 六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地ほか 四十三台
- 七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 八箇所 隔地ほか
- 八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 六箇所 隔地ほか
- 九 変更日 令和三年八月二十二日
- 十 届出日 令和二年十二月二十一日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間 令和三年一月二十八日から同年五月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都印刷株式会社  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 郵便番号 113-0001  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

